

平成16年6月9日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会
分科会長 吉倉 廣 殿

農薬・動物用医薬品部会
部会長 豊田 正武

動物用医薬品フェバンテルに係る食品中の残留基準の設定について

平成16年5月21日付け厚生労働省発食安第0521004号をもって厚生労働大臣から
諮問された標記について、当部会において審議を行った結果、別添のとおり取りまとめたので報告する。

(別添)

フェバンテル

1. 品目名：フェバンテル (Febantel)

2. 用途：寄生虫駆除剤

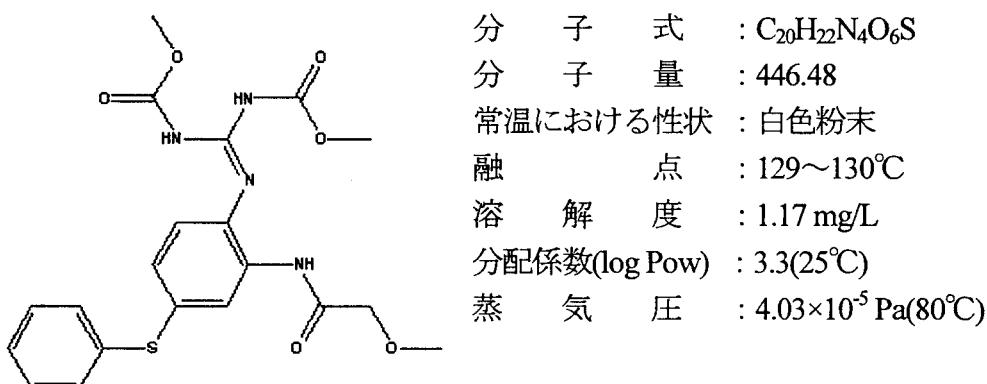
フェバンテルは線虫や条虫に対する経口駆虫薬である。

本剤はプロドラッグであり、畜産動物体内で駆虫活性を有するベンズイミダゾール化合物であるフェンベンダゾールやオクスフェンダゾールを生じる。

なお、わが国において、既に、フェバンテルを主成分とする動物用医薬品は、馬用に承認されており、フェンベンダゾールを主成分とする動物用医薬品は、豚に承認されている。

3. 化学名：1,3-ビス（メトキシカルボニル）-2-[2-メトキシアセトアミド-4-（フェニルチオ）フェン-1-イル] グアニジン

4. 構造式及び物性

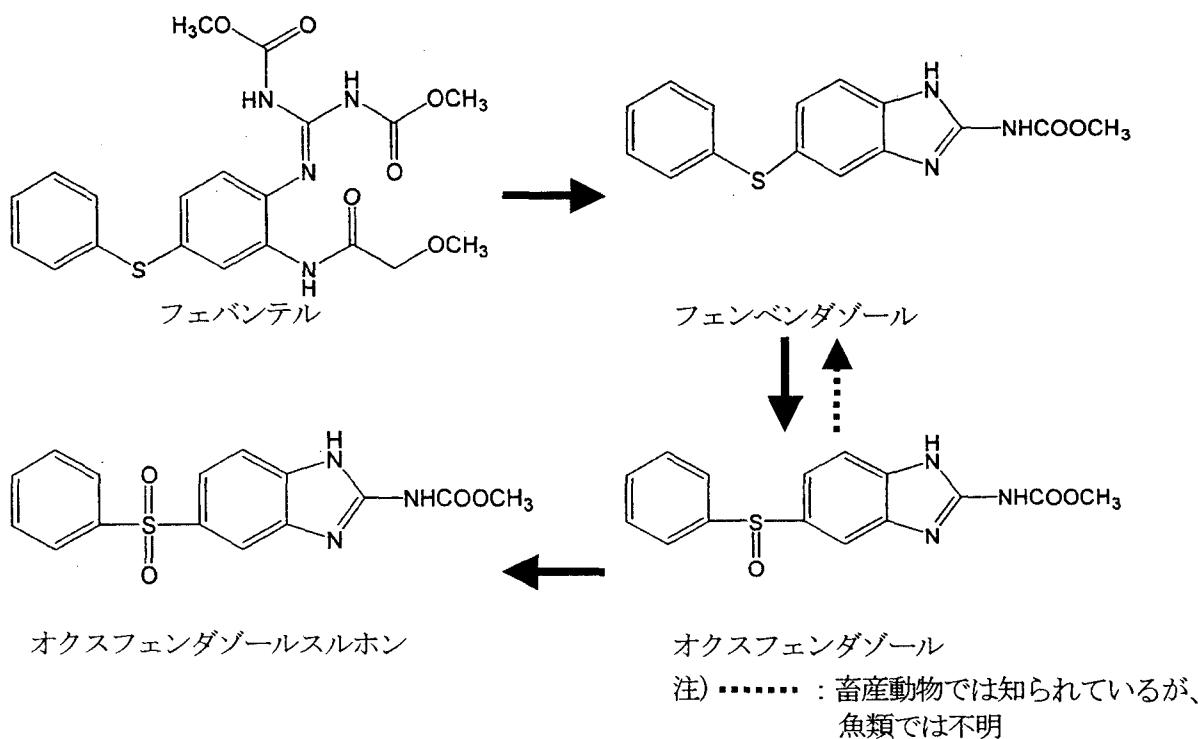


5. 適用方法及び用量

フグ目魚類に対して、1日1回魚体重1kg当たり、フェバンテルとして12.5~25mgを飼料に均一に混じて5日間経口投与する。また、本剤投与後、21日間は食用に供する目的で水揚げ等を行わないこととされている。

6. 対象動物における代謝

トラフグを用いた連続投与試験における血漿中の代謝物濃度の測定結果から、トラフグにおけるフェバンテルの主な代謝経路は、畜産動物における代謝経路と同様に、以下のとおりであると推定される。



7. 残留試験結果

国内の2ヶ所の施設において、トラフグを用いた5日間反復混餌投与試験(50mg/kg体重/日となるように調製)において、トラフグの筋肉、表皮におけるフェバンテル単独、フェバンテル及びその代謝物を一括してオクスフェンダゾールスルホン化したものの濃度を測定した。結果を表1に示す。

試験の結果、投与後14日以降は筋肉及び表皮とも検出されなかった。(定量限界0.05ppm)

表1. トラフグにおけるフェバンテルの残留試験結果(単位: ppm)

| | | | 休薬1日目 | 休薬1週間目 | 休薬2週間目 | 休薬3週間目 |
|----|----------------|-----|-----------|--------------------------|--------|--------|
| 筋肉 | フェバンテル | 施設A | <0.05 | <0.05 | — | — |
| | | 施設B | 0.11~0.15 | <0.05 | <0.05 | — |
| | オクスフェンダゾールスルホン | 施設A | 0.51~1.39 | <0.05 | <0.05 | — |
| | | 施設B | 0.80~2.80 | <0.05~0.08 ^{*1} | <0.05 | <0.05 |
| 皮膚 | フェバンテル | 施設A | <0.05 | <0.05 | — | — |
| | | 施設B | 0.27~0.41 | <0.05~0.09 ^{*2} | <0.05 | — |
| | オクスフェンダゾールスルホン | 施設A | 1.00~2.64 | <0.05 | <0.05 | <0.05 |
| | | 施設B | 1.40~5.00 | 0.05~0.07 | <0.05 | <0.05 |

注1：試験区分毎に5尾ずつ検査

*1：5尾中1尾のみから0.08ppm検出

*2：5尾中1尾のみから0.09ppm検出

8. 許容一日摂取量（ADI）の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、平成15年12月18日付け厚生労働省発食安第1218002号により、食品安全委員会委員長あて意見を求めたフェバンテルに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

フェバンテルのADIについては、ラットを用いた2世代繁殖試験における肝臓に対する影響に基づくNOAEL 2mg/kg 体重/日に種差10個体差10の安全係数100を考慮して、0.02mg/kg 体重/日と設定できると考えられる。

しかしながら、フェバンテルは生体内でフェンベンダゾール及びオクスフェンダゾールに代謝されることが明らかとなっており、これらを主成分とした動物用医薬品は現時点において国内あるいは国外で使用されている。これらのことを考慮すると、フェバンテルを動物用医薬品として用いるに際しての食品健康影響評価としては、これらの物質の影響を考慮し、次の値を採用することが適当であると考えられる。

フェバンテル 0.007mg/kg 体重/日（オクスフェンダゾールスルホンとして*）

*フェバンテル、フェンベンダゾール、オクスフェンダゾールのグループADIとして

| | |
|-------------|-----------------------------|
| ADI 設定根拠資料 | オクスフェンダゾールの2年間慢性毒性/発がん性併合試験 |
| 動物種 | ラット |
| 投与量/投与経路 | 0.7mg/kg 体重/日 ／ 混餌 |
| 試験期間 | 2年間 |
| 無毒性量(NOAEL) | 0.7mg/kg 体重/日 |
| 安全係数 | 100 |

9. 諸外国における使用状況

米国、EU等で牛、豚、羊、家きん等に使用されており、コーデックス、米国、EU、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、残留基準が設定されている（別添参照）。

残留の規制対象には、コーデックス及びEUはオクスフェンダゾールスルホン、米国はフェンベンダゾール（七面鳥以外）又はオクスフェンダゾールスルホン（七面鳥、乳）、オーストラリア及びニュージーランドにおいてはフェバンテル、オクスフェンダゾール、フェンベンダゾールをそれぞれ設定している。

10. 残留基準値

(1) 残留の規制対象：フェバンテル、フェンベンダゾール及びオクスフェンダゾール等をオクスフェンダゾールスルホンとして測定

(2) 残留基準値案は以下のとおりである。

我が国における使用状況やコーデックス、米国、EU等の基準値の設定状況に鑑み、以下のとおり残留基準値案を設定する。

| 部位（対象動物） | 基準案（ppm） |
|----------------|----------|
| 筋肉（陸棲哺乳類） | 0.1 |
| 脂肪（陸棲哺乳類） | 0.1 |
| 肝臓（陸棲哺乳類） | 0.5 |
| 腎臓（陸棲哺乳類） | 0.1 |
| その他の内臓等（陸棲哺乳類） | 3 |
| 筋肉（七面鳥） | 2 |
| 筋肉（七面鳥以外の家禽） | 0.03 |
| 肝臓（七面鳥） | 6 |
| 肝臓（七面鳥以外の家禽） | 2 |
| その他の内臓等（家禽） | 0.01 |
| 乳 | 0.1 |
| フグ目魚類 | 0.05 |

注1) オクスフェンダゾールスルホンとして

注2) フグ目魚類については、食品衛生法第6条に基づき、その種類及び部位等について規制がなされている。

(3) ADI比

各食品について基準値案の上限まで本剤が残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。

| | TMDI / ADI (%) |
|----------|----------------|
| 国民平均 | 21.7 |
| 小児（1～6歳） | 77.7 |
| 妊婦 | 23.1 |

(別添) 各国の残留基準 (単位: ppm)

| | 部位 | 対象動物 | 基準案 ^{※1} | CODEX ^{※1} | 米国 | EU ^{※1} | カナダ ^{※3} | 豪州 | N Z |
|-------|----------|------------|-------------------|---------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 陸棲哺乳類 | 筋肉 | 牛 | 0.1 | 0.1 | 0.4 ^{※3} | 0.05 | | 0.1 ^{※2} | 0.03 ^{※4} |
| | | 豚 | 0.1 | 0.1 | 2 ^{※3} | 0.05 | | 0.1 ^{※2} | 0.03 ^{※4} |
| | | 羊 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 0.6 ^{※5} | 0.03 ^{※4} |
| | | 馬 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 0.1 ^{※2} | 0.03 ^{※4} |
| | | 山羊 | 0.1 | 0.1 | 0.4 ^{※3} | | | 0.6 ^{※5} | 0.03 ^{※4} |
| | | 上記以外の陸棲哺乳類 | 0.1 | | | | | 0.1 ^{※2} | 0.03 ^{※4} |
| | 脂肪 | 牛 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | | |
| | | 豚 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | | |
| | | 羊 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | | |
| | | 馬 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | | |
| | | 山羊 | 0.1 | 0.1 | | | | | |
| | | 上記以外の陸棲哺乳類 | 0.1 | | | | | | |
| | 肝臓 | 牛 | 0.5 | 0.5 | 0.8 ^{※3} | 0.5 | 0.45 | 3 ^{※2} | 1.5 ^{※4} |
| | | 豚 | 0.5 | 0.5 | 6 ^{※3} | 0.5 | 4.5 | 3 ^{※2} | 1.5 ^{※4} |
| | | 羊 | 0.5 | 0.5 | | 0.5 | | 3.5 ^{※5} | 1.5 ^{※4} |
| | | 馬 | 0.5 | 0.5 | | 0.5 | | 3 ^{※2} | 1.5 ^{※4} |
| | | 山羊 | 0.5 | 0.5 | 0.8 ^{※3} | | | 3.5 ^{※5} | 1.5 ^{※4} |
| | | 上記以外の陸棲哺乳類 | 0.5 | | | | | 3 ^{※2} | 1.5 ^{※4} |
| | 腎臓 | 牛 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 豚 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 羊 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 3.5 ^{※5} | 0.01 ^{※2} |
| | | 馬 | 0.1 | 0.1 | | 0.05 | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 山羊 | 0.1 | 0.1 | | | | 3.5 ^{※5} | 0.01 ^{※2} |
| | | 上記以外の陸棲哺乳類 | 0.1 | | | | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | その他の内臓等 | 牛 | 3 | | | | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 豚 | 3 | | | | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 羊 | 3 | | | | | 3.5 ^{※5} | 0.01 ^{※2} |
| | | 馬 | 3 | | | | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| | | 山羊 | 3 | | | | | 3.5 ^{※5} | 0.01 ^{※2} |
| | | 上記以外の陸棲哺乳類 | 3 | | | | | 3 ^{※2} | 0.01 ^{※2} |
| 家禽 | 筋肉 | 七面鳥 | 2 | | 2 ^{※1} | | | | 0.03 ^{※4} |
| | | 七面鳥以外の家禽 | 0.03 | | | | | | 0.03 ^{※4} |
| | 肝臓 | 七面鳥 | 6 | | 6 ^{※1} | | | | 1.5 ^{※4} |
| | 七面鳥以外の家禽 | 2 | | | | | | | 1.5 ^{※4} |
| | その他の内臓等 | 家禽 | 0.01 | | | | | | 0.01 ^{※2} |
| 乳 | | | 0.1 | 0.1 | 0.6 ^{※1} | 0.01 | | 0.2 ^{※5} | |
| フグ目魚類 | | | 0.05 | | | | | | |

※1 オクスフェンダゾールスルホンとして

※2 オクスフェンダゾールとして

※3 フェンベンダゾールとして

※4 オクスフェンダゾール、フェンベンダゾール、フェバンテルの和として

※5 オクスフェンダゾール、フェンベンダゾールの和として

(参考)

これまでの経緯

- 平成15年12月18日
- ・農林水産大臣から厚生労働大臣あてに動物用医薬品の承認及び使用基準の設定について意見の聴取
 - ・厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価依頼
- 平成16年3月18日
- ・食品安全委員会における食品健康影響評価（案）の公表
- 平成16年4月13日
- ・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における審議
- 平成16年4月22日
- ・食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価結果通知

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 達 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
井上 松久 北里大学医学部微生物学教室教授
大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター薬理部長
岡田 斎夫 社団法人日本植物防疫協会研究所長
小沢 理恵子 日本生活協同組合連合会くらしと商品研究室長
加藤 保博 財団法人残留農薬研究所化学部長
下田 実 東京農工大学農学部獣医学科助教授
○ 豊田 正武 實践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
中澤 裕之 星薬科大学薬品分析化学教室教授
米谷 民雄 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男 独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
(○ : 部会長)